

## いばらき・とちぎ・ぐんま～北関東三県観光物産フェア2017開催等業務委託契約書(案)

いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア開催実行委員会会長 橘川 栄作（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

### （委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- （1）委託業務の名称  
いばらき・とちぎ・ぐんま～北関東三県観光物産フェア2017開催等委託業務
- （2）委託業務の内容 別添仕様書のとおり
- （3）委託期間 委託契約締結の日から平成30年1月31日まで

### （委託業務の遂行）

第2条 乙は、委託業務を甲の定める仕様書に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も、同様とする。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

### （委託料）

第3条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）として金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を乙に支払うものとする。

### （契約保証金）

第4条 契約時に適宜記載

### （再委託の制限）

第5条 乙は、この委託業務達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

### （調査等）

第6条 甲は、委託業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め監査し、業務の実施について必要な指示を乙に与えることができる。

### （委託業務の実績報告等）

第7条 乙は、委託業務が終了したとき（委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託事業の実績報告書（別紙様式2）を平成30年1月31日までに甲に提出しなければならない。この場合において、第10条第3項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（別紙様式3）を添付するものとする。

### （適合の検査及び結果通知）

第8条 甲は、前条の規定により乙から実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、その旨を乙に対して通知するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を求められたときは、遅滞なく、当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して、再検査を受けなければならない。

### （瑕疵担保）

第9条 乙は、甲の検査に合格した成果品であっても、当該成果品について隠れた瑕疵があった場合には、検査後1年間は、これを完全なもの引き替え、又は補償をしなければならない。

(委託料の支払)

- 第10条 甲は、前条に規定する委託費を、委託業務が終了し、第8条第1項の規定による適合の通知をした後、乙からの請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。
- 2 甲の責めに帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙はその請求金額につき、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に請求することができる。
- 3 本条第1項の規定にかかわらず、甲は、乙の請求により、事業実施のため必要があると認められる金額については、委託費の90パーセント以内の額を概算払することができる。
- 4 乙は、前項の概算払いを請求するときは、概算払請求書(別紙様式1)を甲に提出するものとする。

(秘密の保持)

- 第11条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を甲の承認なしで、第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

- 第12条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例(平成17年茨城県条例第1号)第7条第2項及び第8条、栃木県個人情報保護条例(平成13年栃木県条例第3号)第12条第2項及び第3項、群馬県個人情報保護条例(平成12年群馬県条例第85号)第11条第2項及び第3項の規定及び、別記特約事項を遵守しなければならない。

(委託業務の中止等)

- 第13条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。
- 3 前項の規定により契約を解除したときは、第7条から第10条の規定に準じて精算するものとする。

(委託業務の変更)

- 第14条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

- 第15条 乙が次の各号のいずれかに該当した場合、甲は契約を解除し、委託料の全部又は一部を支払わないことができる。
- (1) 契約を履行しないとき、または履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の履行について不正の行為があったとき。
- (3) 契約条項に違反したとき。
- (4) 組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの(以下「暴力団員等」という)であると判明したとき。
- (5) 甲との契約に係る業務の遂行に当たり必要な契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず同契約等を解除しなかったとき。
- 2 前項の規定による解除又は変更によって生じた損害については、甲は、その責めを負わないものとする。

(著作権)

- 第16条 乙は、この業務委託にあたり製作した写真、映像、イラスト及び原稿等を、納品時に全て甲に引き渡すものとする。この際、当該写真、映像、イラスト及び原稿に関する著作権は、他印刷物等への再利用に係る権利を含めて乙から甲へ譲渡するものとする。

(暴力団等による不当介入があった場合の届出義務)

第17条 乙は、甲との契約に係る業務の遂行に当たって不当要求行為(暴力団員等からの不当な要求行為)を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(一般的損害)

第18条 乙が委託業務に関して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。第三者に損害を与えたときも同様とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(債務不履行の場合の損害金)

第19条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(履行遅滞に対する遅延利息)

第20条 乙の責めに帰すべき事由により、第1条の期限までに成果品を納入できない場合には、乙は、甲に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、委託料に対し、年2.7パーセントの割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて得た額とする。

(履行不能の場合の措置)

第21条 乙は、天災その他乙の責めによらない事由により契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承認を得て、当該部分の義務を免れるものとし、甲は、当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

(裁判管轄)

第22条 この契約について訴訟等を行う場合は、水戸市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

(信義則)

第23条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の処理)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6  
いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア  
開催実行委員会  
会長 橘川 栄作

乙

(別記)

## 特約事項

### 1 受託者の責務

委託事業を処理するに当たっては、法人情報及び個人情報（以下「法人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、企業の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

### 2 法人情報等の収集の制限

委託事業を処理するため法人情報等を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

### 3 法人情報等の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事業を処理するため、調査収集及び作成した法人情報等は、委託事業を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

### 4 守秘義務

委託事業の処理に当たり、情報の収集整理にあたっては、雇用にあたり、情報の守秘を義務づけると共に、十分な教育を行い、法人情報等の外部への漏えいを防止すること。

### 5 情報についての事故報告

法人情報等について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

別紙様式1

概 算 払 請 求 書

平成 年 月 日

いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア開催実行委員会  
会長

あて

(受託者)

所在地

商号又は名称

代表者氏名印

印

いばらき・とちぎ・ぐんま～北関東三県観光物産フェア2017開催等委託業務の  
委託料に係る概算払請求について

このことについて、下記のとおり請求します。

記

1 金 円

(請求額算定表)

区 分	金 額
契 約 額	円
概算払受領済額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円

2 請求額の受領方法 口座振替払

振込先金融機関	
振 替 口 座	預金種別 普通・当座・その他
	口座番号
	フリガナ
	口座名義

(振込先金融機関は郵便局以外の金融機関を指定願います。)

3 概算払を必要とする理由

別紙様式2

平成 年 月 日

いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県  
観光物産フェア開催実行委員会  
会長 殿

(受託者)  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名印

印

## 実績報告書

平成 年 月 日付けで契約した「いばらき・とちぎ・ぐんま～北関東三県観光物産フェア2017開催等委託業務」について、下記のとおり事業が完了したので、原契約書第7条の規定により報告します。

### 記

#### 1 委託期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

#### 2 委託費

金 \_\_\_\_\_ 円

#### 3 事業実施報告及び事業成果品

別添のとおり

別紙様式3

概 算 払 精 算 書

いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県  
観光物産フェア開催実行委員会  
会長 殿

印

概 算 額		円
-------	--	---

精 算 額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十		円
-------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---

差 引 金 額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十		円
---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---

上記のとおり証拠書類を添えて精算します。

平成   年   月   日

(お願い 太線の中を記入して下さい)

年 月 日までに精算して下さい。

受理日付印	精 算	会長	課員	担当
	審 査	事務局長		

いばらき・とちぎ・ぐんま北関東三県観光物産フェア開催実行委員会